

# STOP 山火事、枯れ草火災

平成30年 全国山火事予防運動統一標語

「小さな火 大きな森を破壊する」



野焼きは法律で禁止されています！！

- 野焼きは、適法な焼却設備を用いず野外で**廃棄物を焼却する**行為です。
- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、廃棄物の焼却は一部の例外を除き原則として**禁止**されています。事前に宝達志水町役場住民課へ確認してください。  
(例外には、風俗習慣上の行事等が該当します。)
- 違反すると5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金のいずれか、または両方が科せられます。
- 焼却禁止の例外と認められた場合は、あらかじめ、消防署(分署)へ「火災とまぎらわしい煙または火災を発生おそれのある行為の届出書」の届出が必要です。



◆山火事や枯れ草火災のほとんどは、人の不注意によって起きています。このことは、私達人人ひとりが火の取扱いに注意することで山火事を未然に防止できるということでもあります。

- 1 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと
- 2 たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること
- 3 強風時及び乾燥時には、絶対にたき火、火入れをしないこと
- 4 森林法第21条による火入れを行う際は、許可を必ず受けること
- 5 たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いながらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと
- 6 火遊びはしないこと



(問い合わせ先)

宝達志水消防署

0767-29-3707